

1、選挙運動と政治活動

◎選挙運動とは、

- ① 特定の公職の選挙において、
- ② 特定の候補者又は立候補予定者の当選を目的として投票を得又は得させるために
- ③ 選挙人に直接又は間接に働きかける必要かつ有利な行為

◎公選法上の「政治活動（狭義）」とは、

一般的には、政治活動（広義）は、政治上の目的をもって行われる一切の活動をいう。すなわち、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接、間接の一切の行為のことを意味している。

従って、これらの行為の中には、特定の候補者の当選を図るために行う選挙運動にわたる活動をも含むものと解されている。

しかしながら、公選法においては、選挙運動と政治活動とを理論的に区別しており、図にあるように「広義の政治活動のうちから、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」を政治活動（狭義）としている。

従って、選挙運動にわたる政治活動は、公選法においては、政治活動ではなく、選挙運動として規制を受けることになる。

図1 選挙運動と政治活動

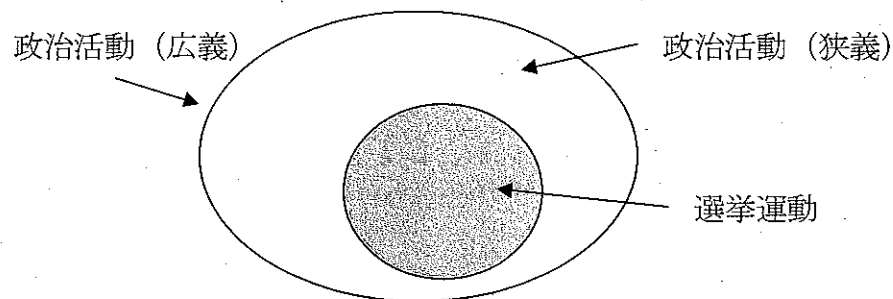
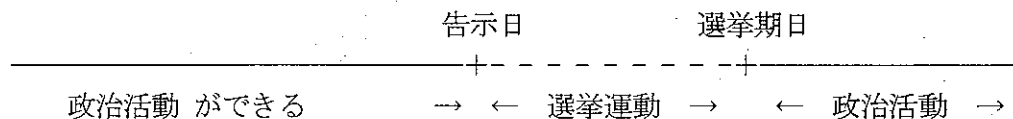


図2 選挙運動は、いつできる？



(告示日前の選挙運動は、事前運動であり禁止)

◎選挙時における政治活動の規制

選挙運動にわたらない純然たる政治活動は、本来自由であるべきものではあるが、政党その他の政治団体の行う政治活動については選挙の自由公正の確保の見地から一定の活動について規制が有る。

2、選挙運動について

公職選挙法は、選挙の公正を確保し候補者間の選挙運動の機会均等を図る目的で、選挙運動に種々の規制を加える一方、まさに同じ目的のために、ある種の選挙運動については公営制度（選挙公営）を採用している。

（1）選挙運動期間の制限

選挙運動は、選挙期日の公示又は告示の日から、選挙期日の前日までの間しか行うことができない。（法 129 条）。この選挙運動期間は選挙ごとに異なっているが、立候補の届出前の選挙運動、すなわち、事前運動は一切禁止されている。

（2）言論による選挙運動

言論による選挙運動は、候補者の人物・政見を有権者によく知らせる最も基本的な選挙運動の方法である。公選法では、特定のものを禁止し制限を加えているが、比較的自由である。

①禁止されているもの

- 放送施設の利用（知事はできる）
- 候補者以外の者が開催する演説会
- 戸別訪問

②方法等につき制限されているもの（時間・場所・方法など）

- 個人演説会
- 街頭演説
- 連呼行為

③自由なもの

- 幕間演説
- 個々面接
- 電話による選挙運動

（3）文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動は、言論による選挙運動に比べて、多くの費用を要し、選挙が金によって支配されるおそれがある。選挙の公正を確保するため、文書図画による選挙運動には厳しい規制が設けられている。すなわち公選法が認めたポスター、ビラ、通常はがき等の使用以外の方法は、選挙運動のために使用することは禁じられている。

選挙運動の方法には、「頒布」と「掲示」がある。

①選挙運動用文書図画の頒布についての規制（法 142 条）

市議選挙においては、通常はがきのみ使用することができる。

市長選挙では、ビラの頒布が認められている。

②選挙運動用文書図画の掲示（法 143 条）

選挙運動用文書図画の掲示は、次に掲げるもののほかは、掲示することができない。

大きさ及び数についても規制が有る。（法 143 条）

ア、選挙事務所に掲示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ、選挙運動用自動車・船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ウ、候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

エ、演説会場において開催中に使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類。

オ、選挙運動用ポスター・・・掲示場所は、条例で定めたポスター掲示場にのみ可能

(4) 選挙運動用通常はがき

①候補者1人につき使用できる枚数

市長 8,000枚

市議 2,000枚

②通常はがきの入手又は私製はがきの使用

立候補の届け出の際に交付される「候補者用通常はがき使用証明」を郵便局に提出して選挙運動用通常はがきを受け取るか、あらかじめ準備した私製はがきに選挙用である旨の表示を受ける。

③発送

必ず、郵便局の窓口に出ししなければならない

④使用方法

候補者が使用することはもちろん、第三者に依頼して推薦状の形式で出すことも可

(5) 選挙運動用ビラ

市長選挙に限ってビラの頒布ができる

①種類と枚数

候補者1名につき2種類以内 16,000枚以内

②規格等

長さ29.7cm、幅21cmを超えてはならない

頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所が記載されていないといけない

③頒布方法

選管の交付した証紙を貼らなければならない

ア、通常の一般紙における新聞折り込みによる頒布

イ、選挙事務所内における頒布

ウ、個人演説会の会場内における頒布

エ、街頭演説の場所における頒布

(6) 選挙運動用ポスター

①公営掲示場にのみ掲示できる

桑名市 (202か所)

②規格

長さ42cm、幅30cmを超えてはならない

③掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所が記載されていないといけない

④記載内容

制限は無い(虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるような内容は記載できない)

図案、色彩等は自由

3、インターネットを利用した選挙運動について

現行の公選法では、選挙運動のための「文書図画」の頒布・掲示については、通常はがきやビラ等の一定の手段しか認められておらず、インターネットを利用した選挙運動を行うことはできません。

インターネットを利用した選挙運動は、広い地域を対象にした選挙運動に有効であり、また時代に即した選挙運動の方法として取り入れるべきとの意見が有る一方、無秩序に認めると匿名性を利用した悪用がなされる等の問題も指摘されているところです。

(1) 現行法上の規制

公選法では、文字、符号、又は象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示を「文書図画」といい、およそ、人の視覚に訴えかけるものは全て文書図画と解されることから、インターネットのホームページを開設することは以下のとおり公選法の規制を受ける。

	公職の候補者等又は第三者
政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時 自由 ・選挙運動期間中 候補者の氏名等を表示しているホームページを開設、書き換えすることにより禁止を免れる行為に該当する場合は、禁止（法146条）。 既に候補者の氏名等が表示されている場合は、更新が禁止。
選挙運動	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時 事前運動となり、禁止（法129条） ・選挙運動期間中 法定外の文書図画の頒布に該当し、禁止（法142条） 掲示にあたる行為をすることも禁止（法143条）

(2) 判例

（平成17年12月22日東京高裁判決（平成19年最高裁上告棄却））

コンピュータ等のディスプレイ上に表現されたものも、公選法第142条、143条にいう「文書図画」に該当することは明らかであり、ホームページ等は「文書図画」に該当する。

ホームページの開設は、インターネットを通じて不特定多数の者がホームページにアクセスすることを期待し、不特定多数の者にホームページの画像を到達させることを目的とするものであるから、現実にインターネットを通じて画像が送信されれば、「頒布」に該当することは明らかである。電子メールを送信することが「頒布」にあたることは当然である。

(3) インターネット選挙運動の利点と問題点

①利点

速報性、安価、多様な情報を直接的に発信できる
時間的・場所的な制約を受けない

②問題点

デジタルデバイド（情報格差）の問題
インターネットの悪用の問題・・・なりすまし、誹謗中傷、迷惑メール
第三者のインターネット選挙運動に伴う問題

(4) 解禁に向けた動き

①総務省の研究報告

平成13年10月に「IT時代の選挙運動に関する研究会」を設置。
研究会では13回の会合を重ね、14年8月に報告書を取りまとめた。

②最近の状況

民主党からは、平成18年6月にインターネットを利用した選挙運動の解禁等に関する公職選挙法等の一部を改正する法律案が提出されたが、平成21年7月に衆議院が解散されたため審議未了・廃案になった。それ以前にも、平成10年6月、13年5月、16年4月に法案が提出されたが、いずれも審議未了・廃案となっている。

平成22年5月にインターネットを利用した選挙活動の解禁に関する各党協議会において、ウェブサイト等を利用した選挙運動の解禁案について取りまとめられたが、法案提出には至らなかった。

自民党からは、平成22年4月にインターネットを利用した選挙運動の解禁等に関する公職選挙法の一部を改正する法律案が提出された。

「インターネットを利用した選挙運動の解禁に関する各党協議会」において取りまとめられた内容（平成22年5月）

	内容
選挙の種類	全ての選挙について解禁
選挙運動の主体	候補者及び政党等に限定
解禁の範囲⑥	ウェブサイト等を利用する方法に限定 (メールは引き続き禁止)
なりすまし・誹謗中傷対策	氏名等の虚偽表示罪の対象に、ウェブサイト等及び電子メールを利用して通信する場合の氏名等の虚偽表示を追加

(5) 選挙公報のホームページへの掲載

選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載することについては、公職選挙法第6条の規定に基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環として捉える事が認められるとの見解が、総務省から出されたことから、実施する選挙管理委員会が増えている。

桑名市選挙管理委員会では、12月の市長選挙及び市議補欠選挙から実施した。

行われたり、郵便物をたくさん出したり、名刺その他の印刷物が配られたりすることになると、費用も増嵩し、選挙が金によって支配されるおそれがあるからである。

ここで文書図画とは、「一般的には物体に記載せられた意思の表示であって、文字又はこれに代わるべき符号によって表示せられたものを文書といい、象形によって表示せられたものを図画という。」とされている。

- (1) 材料は、紙、木、金属等その種類を問わない。
- (2) 表示の方法は、記載、印刷、彫刻、映写等非常に広い。

選挙運動における文書図画の範囲は、社会通念上のそれよりはるかに広いのであって、書籍、新聞、雑誌、名刺、書状、ポスター、看板、ちようちん、フラカードはもちろん、スライド、映画、ネオン・サイン、電光文字等もすべて文書図画に含まれ、さらには、壁に書かれた文字、通路に書かれた砂文字、舗道に押すスタンプ式の文字、コンピュータ等のディスプレイ上の表示等も文書図画である。

文書図画は、右のように広範囲なものである関係上、その使用については、細心の注意が必要である。

- 2 どのような方法があるか(法一四二、一四三)
- (1) 文書図画による選挙運動は、頒布と掲示とに分けられる。
- (1) 頒布できるもの(法一四二)

選挙運動のために通常葉書及び選挙運動用ビラ(ビラについては、知事選挙、市町村長選挙に限る)を頒布するほかは、一切の文書図画の頒布はできない。頒布できる通常葉書の枚数その他については、一三六頁以下、選挙運動用ビラについては一四一頁以下を参照のこと。

- (2) 掲示できるもの(法一四三)

次に列挙されるものだけが掲示することができ、このほかは一切できない。

- ア 選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類(八七・八八頁参照)

- イ 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類(九六・九七頁参照)

- ウ 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類(次項③参照)

- エ 個人演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類(一六二〜一六四頁参照)

- オ 選挙運動用ポスター(選挙の種類等によって使用方法が異なる。一三三〜一三三頁参照)
- カ 個人演説会告知用ポスター(知事の選挙の場合に限る。一三三〜一三六頁参照)

- (3) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者が着用しているかぎり、数、規格、記載内容にはなんらの制限はない。しかし、これらのものに候補者の氏名が記載されているときは、確認団体が行う政談演説会(一八四頁参照)の会場や街頭政談演説の場所あるいは政治活動用自動車の上においては使用できないので注意を要する。

〔圖〕 労働組合等が特定の候補者の推薦を決議した場合、組合員にその旨を通知する行為は選挙運動にならないか。この場合、組合員以外の者に葉書、新聞広告等によりこれを周知する行為はどうか。

〔圖〕 前段 従来より組合の決議は、すべて組合員に通知することとしていた場合において、従来より行っている通常の方法によって通知することは差し支えないが、特別の方法を用いたりした場合には、選挙運動と認められる場合が多い。

〔圖〕 後段 選挙運動と認められる。労働組合又は業者団体の会合で、単に内部的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはどうか。

〔圖〕 単なる内部的な行為であっても、投票依頼にわたる場合は、選挙運動となる。

〔圖〕 立候補勧誘行為又は立候補を中止させる行為は、選挙運動となるか。

〔圖〕 いずれも選挙運動とはならない。ただし、特定候補者の当選を図る目的をもって、他の者の立候補を中止せしめる行為は、選挙運動となる。

三 候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限

政治活動は、理論的には選挙運動と区別されるべきものであり、選挙運動にわたらない純然たる政

治活動は、本来自由であるべきものではあるが、選挙時であるか否かを問わず、立候補予定者の氏名や後援会の名称を書いた大きな立札・看板等が見受けられる場合もあり、また、選挙が近くなると、立候補予定者や後援会の事務所、連絡所等を表示するポスターを必要以上に掲示する傾向が各地に見られ、世上批判を招いていたことは否定できない。これらの文書図画の掲示は、政治活動として行うものであるとしても、各般の状況からみて、選挙目当ての単なる氏名等の普及宣伝方法であるとみられることが多く、政治活動に金がかかる要因ともなっていた。

このような実情にかんがみ、金のかからない政治と、きれいな選挙の実現を図る見地から、候補者等や後援団体の政治活動用文書図画の掲示については、次のように規制されている。なお、選挙運動期間中及び選挙期日における政党その他の政治活動を行う団体の政治活動に関しては、「第六 地方選挙における政党その他の政治団体等の政治活動」を参照されたい。

1 掲示を規制される文書図画は（法一四三16）

次のア及びイに掲げる政治活動用文書図画は、その掲示を規制されている。

ア 候補者等の政治活動のために使用される当該候補者等の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画

イ 後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画

このような政治活動用文書図画については、次の2に掲げるもの以外のものを掲示することは、選挙運動用文書図画の掲示の禁止行為に該当するものとみなされるので、いっさい掲示できないことになる。このような政治活動用文書図画は、何人も掲示してはならないのであって、候補者等又は後援

三 候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の制限

9 ポスターの作成の公営(法一四三15)

都道府県知事の選挙の場合に限り、個人演説会告知用ポスターの作成についても、選挙運動用ポスターの場合と同様に、当該選挙の行われる団体の条例の定めるところにより一定の額の範囲で無料で作成することができるものとされ、選挙後に当該候補者のポスターを作成した業者に公費で支払われる。ただし、供託金没取者については除外されるので、ポスターの作成費は自己負担となる。

その他、選挙運動用ポスターの作成の公営の場合と同様であるので、一三二頁を参照されたい。

十六 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために通常葉書を頒布することができるが、各選挙の候補者一人につきそれぞれ頒布できる枚数は、次のとおりである。

- ア 知事の選挙
その都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一のとときは三万五千枚、以下選挙区が一区増えることに二千五百枚を加えた枚数
- イ 都道府県の議会の議員の選挙
八千枚
- ウ 指定都市の長の選挙
三万五千枚
- エ 指定都市の議会の議員の選挙
四千枚

- オ その他の市の長の選挙
八千枚
- カ その他の市の議会の議員の選挙
二千枚
- キ 町村長の選挙
二千五百枚
- ク 町村の議会の議員の選挙
八百枚

1 葉書入手の方法は(公職選挙郵便規則二)

選挙運動のために使用する通常葉書は、無料とされている。

無料葉書を手入手する方法は、立候補届出の際、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を、選挙運動期間中に、郵便事業株式会社が定め、公表する郵便事業株式会社の営業所(以下「営業所」という。)に提示して、選挙用の表示をしてある郵便事業株式会社が発行する葉書(以下「会社発行葉書」という。)の交付を受ける。

なお、郵便事業株式会社が公表する営業所がどこであるかは、選挙管理委員会に問い合わせるとよい。

2 私製葉書の使用は

1 の会社発行葉書を用いず、手持ちの私製葉書を立候補の前にあらかじめ印刷しておくことはできるから、これを差し出す場合には、その手持ちの私製葉書(葉書購入に要した費用は、選挙運動費用に計算される。)を右の証明書とともに指定された営業所に差し出せばよい(営業所では、これに選挙用の表示をしてくれる。)

なお、手持ちの会社発行葉書に立候補の前にあらかじめ印刷しておいて、これを差し出すこともで

きるが、会社発行葉書を購入した費用は自己の負担となることに注意しなければならない。

3 葉書の使用の方法は

選挙運動用の通常葉書は、候補者が使用することはもちろん、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、その記載内容についても制限はない。したがって、政見、投票依頼はもちろん、個人演説会の開催通知のために用いても差し支えない。また、同一世帯内にいる数人の選挙人、例えば、夫婦に対し連名で出すこと等、通常の使用方法による場合は差し支えないが、例えば、会社、工場等選挙人の多数集合していると認められるところに対し、「〇〇会社御中」とか「〇〇会社〇〇課御一同様」と記載し郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものでも差支えないが、この場合は各候補者につきそれぞれ一枚の使用と計算されるから、注意しなければならない。

(1) 葉書の発送（公職選挙郵便規則八）

選挙運動用の通常葉書を発送するときは、郵便物の配達事務を取り扱う営業所の窓口差し出さなければならぬ。この場合、候補者は、立候補の際交付された選挙運動用通常葉書差出票を添えなければならぬ。葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできない。

(2) 印刷等を誤ったときは（公職選挙郵便規則六）

選挙運動用の通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は毀損した場合には、その枚数だけ代わり別の手持ちの通常葉書を使用することができる。この場合は、書き損じた（又は毀損した）葉書と引換えて、さきに葉書の交付（表示）を受けた営業所で選挙用である旨の表示を受けなければならない。

(3) 葉書に要する費用

営業所から無料で交付される会社発行葉書を使用する場合であっても葉書の印刷費、筆耕料などは選挙運動費用に計上しなければならない。私製葉書を使用する場合は、台紙代と印刷費と筆耕料を選挙運動費用に計上しなければならないが郵送料は無料となるので含まれない。手持ちの会社発行葉書を使用した場合は、印刷費や筆耕料は選挙運動費用に計上しなければならないが、会社発行葉書を購入した費用は計上しなくてもよい。

(4) 譲渡の禁止及び返還（法一七七）

営業所から交付を受けた選挙運動用の通常葉書は、他人に譲渡してはならない。また、通常葉書の交付を受けた候補者が立候補を辞退したときなどは、使用しなかった分を返還しなければならない。

(5) 第三者が推薦状を出せるか

第三者が推薦状を出すことは、前述したとおり候補者の使用できる選挙運動用の通常葉書を候補者からもらって使用する限り差し支えないが、それ以外の文書はいっさい使用することができない。

4 電報・事務連絡用の手紙は

電報によって投票を依頼することは、電報は通常葉書ではないから許されない。しかし、演説を依

規格についての制限はないが、政談演説会告知用の立札及び看板の類については、一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五個以内という数の制限がある。ただし、政談演説会の会場内で使用する場合は枚数に制限はない。

(3) 記載内容は

記載内容は、純然たる政治活動に限られ、投票の依頼又は勧誘等の選挙運動にわたる内容の記載は許されない。立札及び看板の類には、いかなる名義をもってするを問わず、候補者の氏名、又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止される。

したがって、政談演説会告知用の立札及び看板の類に弁士として候補者の氏名を記載することも許されない。

(4) 政談演説会告知用の立札及び看板の類には表示が必要(法二〇一の一一九)

政談演説会告知用の立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

(5) 政談演説会告知用の立札及び看板の類には表示が必要(法二〇一の一一八)

政談演説会告知用の立札及び看板の類には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。

この表示は、政党その他の政治団体が政談演説会を開催する旨の届出の際に選挙管理委員会から交付される。

(6) 掲示箇所制限はあるか(法二〇一の一一六)

政治活動用のポスターの場合と同じく掲示箇所を制限される。すなわち、国若しくは地方公共団体が所有し管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、掲示することができない。

なお、橋りょう、電柱、公営住宅、確認団体の政談演説会の開催当日におけるその政談演説会の会場内及び会場前並びに公園、広場、緑地及び道路においてはこの限りでない。

ただし、他人の工作物に掲示するときは、その居住者、管理者、又はその所有者の承認を必要とする。これは、前記5の(6)の場合と同様である。

(7) 使用済みの立札及び看板の類は直ちに撤去を(法二〇一の一一一〇)

政治活動用自動車に取り付けたもの及び政談演説会告知用のものの使用をやめたとき、又は政談演説会が終了したあとは、直ちにこれらの立札及び看板の類を撤去しなければならない。

7 ビラの頒布(散布を除く。)(法二〇一の八、二〇一の九、二〇一の一一、二〇一の一二)

(1) ビラとは

ビラ(これに類する文書図画を含む。)とは、常識的に判断するほかはないが、おおむね一定の宣伝目的をもって作成され、不特定多数の人に頒布する文書図画であって綴られていない一枚刷り程度のものである。

したがって、例えば、雑誌、パンフレットのような小冊子等は、ビラ又はこれに類する文書図画と

はいえないが、葉書、封書、宣言用のちらし、引札、一枚の紙に複製してある印刷物（リーフレット）の類は、ビラ又はこれに類する文書図画といえるであらう。

(2) ビラの頒布の方法は

ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布は、確認団体がその開催する政談演説会の会場において行う場合はもちろん、街頭で通行人に直接手渡したり、郵便等、新聞折込み等の方法によって頒布することも差し支えない。ただし、選挙人宅を戸別に訪問して頒布することは戸別訪問の禁止違反に問われる場合があるし、多数の通行人に向かつてばらまいたり、小型飛行機等により住宅団地等に向かつてばらまくことは散布に該当することとなり禁止される。

(3) ビラの記載内容に制限はあるか

ビラの記載内容は、純然たる政治活動のほか、所属候補者の選挙運動のために使用することもできるが、当該選挙区の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することは禁止される。

(4) ビラの種類の制限は

確認団体が頒布することができるビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内に限られる。これらのビラには、その表面に確認団体の名称、選挙の種類及び公選法第十四章の三（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定によるビラである旨を表示する記号を記載しなければならない。

なお、政党その他の政治団体のシンボル・マークのみを表示したビラを頒布する場合についても政治活動用ビラの頒布に該当するため、届出を要するものである。

(5) ビラの枚数に制限はあるか

頒布する枚数に別段の制限はなく、何枚でもよい。

8 連呼行為の制限（法二〇一の二三）

(1) 連呼行為が許されるのは

政治活動のための連呼行為は選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間は禁止されるが、確認団体については次の場合に限り例外として許されている。

ア 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合

イ 午前八時から午後八時までの間に限り政治活動用として認められた自動車の上においてする場合

(2) 連呼行為に制限があるか（法二〇一の二二、二〇一の二三）

ア 選挙運動期間に他の選挙が執行される場合の制限

他の選挙の投票日当日は、投票所を閉じる時刻までの間は、投票所を設けた場所の入口から三〇〇メートル以内の区域における連呼行為は禁止される。

イ 静穏保持の義務

学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、連呼行為をするに当たって静穏保持に努め、授

三 どのような規制を受けるか